

# 日本医療大学教育研究等環境の整備に関する方針

(令和8年3月1日制定)

学生が自ら意欲的に修学を進められるようにするため、以下のとおり、教育研究等環境の整備に関する方針を定める。

## 1. 施設・設備の整備

学生の学修及び教員の教育・研究活動を推進するために、必要な施設・設備を整備し、その維持・管理を行い、安全・衛生を確保していく。

学生・教職員のニーズを踏まえた質の高い教育研究活動が推進されるよう、施設設備の整備を行い、教育研究環境の質向上を図る。特に、教育に関しては、大教室を中心とした視聴覚機材の整備を進め、効果的な学修が可能な環境を維持管理する。

## 2. 図書館・学術情報サービスの整備

多様な学修スタイルや利用者のニーズに対応し、利用者の主体的な学びを促進する学修環境を整備する。また、レファレンスサービスの充実とそれらを担うスタッフのスキル向上に注力し、教育・学修・研究の発展に資する人的支援の拡充を目指す。

世界中の学術情報資源を最大限に活用できるよう、図書館ネットワークならびに国内外の学術情報の相互提供システムを構築し、データベースや各種情報サービスの拡充を図るとともに、資料保存環境を整備し、学術基盤の強化及び情報提供を行う。

## 3. 情報通信環境の整備

総合的な情報設備の整備に取り組むとともに、ICTを用いた効果的な学修や研究につながるよう、利用支援を充実させる。併せて、情報リテラシー教育やICT教育にも取り組み、安全かつ有効に情報資源を利用できるよう支援する。

教育・研究のために、信頼性の高い安全で快適な情報基盤を維持した学内ネットワークの整備を推進する。具体的にはICT教育の推進のために学内Wi-Fiの整備を行う一方で、利用については教育・研究目的に限定し、学生の私的利用については制限を行う。

学生・教職員等の情報を適切に保護するとともに、学生・教職員への情報倫理の意識醸成と周知に取り組む。

## 4. 研究環境の整備

快適に教育研究活動に取り組めるよう、必要な設備を整備し、研究支援のための事務局の業務について毎年度見直しを行い、TAなど適切な人員を配置し、教育研究支援体制を整備する。また、研究費の適切な執行管理に加え、競争的資金や産官学連携による外部研究資金の獲得に積極的に取り組む。

## 5. 研究倫理遵守体制の整備

「研究倫理専門委員会」「不正防止専門委員会」において、不正を防止するための適正な管理・運営及び研究倫理の啓発や研修などを定期的実施し、研究活動における不正行為の防止に取り組む。